

地方創生に資する文部科学省関係の制度について

平成27年2月20日時点

No	総合戦略関係箇所	制度名	規定されている法令等	概要	関係条文等	URL	担当課 (連絡先)
1	(1)ウ④ 地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化	歴史的風致維持向上計画の認定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及び周辺市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地と環境」である歴史的風致を維持するのみならず歴史的な建造物の復元や歴史的風致を損ねている建造物の集計等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させるため、市町村が「歴史的風致維持向上計画」を策定し、国が認定するとともに、各種事業による支援を行う。	第一条 この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(以下「歴史的風致」という。)の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。 第五条 8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。 二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 第十条 2 国は、認定市町村に対し、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。	http://www.bunka.go.jp/bunkazai/rekishifuchi/index.html	文化庁文化財部 伝統文化課 (03－6734－2415)
2	(2)ウ 地方大学等の活性化	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度の導入により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。 これにより、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや質の高い学校教育の実現及び地域の教育力の向上を図る。	第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。	http://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/community/index.htm	初等中等教育局 参事官付 (03－6734－3705)
3	(3)ウ 子ども・子育て支援の充実	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分	○補助金適正化法第22条 ○公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認基準について記載。国庫補助事業10年以上経過した建物等の無償による財産処分の場合、相手先を問わず国庫納付金を不要とするなど、手続の大幅な弾力化・簡素化を図り、地方公共団体の取組を支援している。	○第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。 ○通知 右記URL参照	http://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/zyosei/yoyuu/03082701.htm	大臣官房文教施設企画部施設助成課 (03－6734－2464)